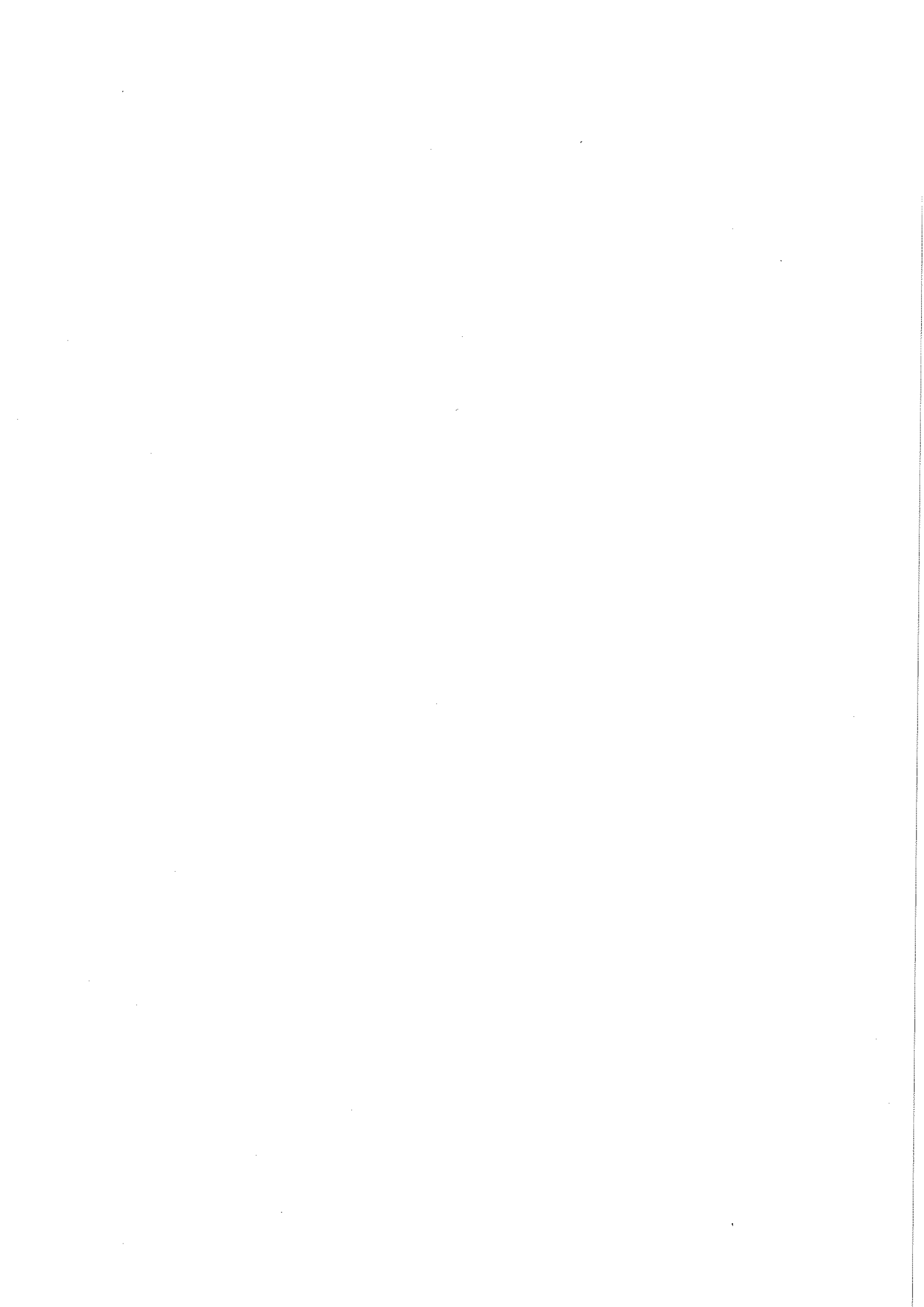


第2次鳥栖市男女共同参画行動計画策定に 向けての提言及び平成22年度事業評価

平成24年4月

鳥栖市男女共同参画懇話会



はじめに

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行されてから、12年の歳月が流れた。その間、鳥栖市においても男女共同参画行動計画が作られ、さまざまな取り組みが展開されてきた。

本懇話会は平成22年度から2年間、鳥栖市の男女共同参画の推進のため、市の取り組みに対する評価や市民意識調査の実施に対する助言、研修会への参加などの活動を行ってきた。

今回の提言は家庭や職場、学校、地域の4つの場面で、男女共同参画の意識を広めることを念頭に置いて、現状と課題や理想像、具体的な対策について話し合い、まとめたものである。

また、本懇話会による後期行動計画の事業評価は、平成20年度事業に続き、今回が2度目になる。中間年の外部評価として、懇話会で選んだ16の事業を個別に評価した。評価は、担当課からの報告書や資料を参考にし、基本目標ごとに事業に対する意見や提案を記述している。

市においては、個別事業に対する意見のほかに、事業の全体を通して次の3点に配慮していただきたい。

- 1) 基本目標や男女共同参画の視点を担当課間で共有し、市役所の中で連携、協働して事業に取り組むこと。
- 2) 事業の成果の理由が明確でない部分があったので、具体的な記述や説明に努めること。
- 3) 男女共同参画推進のモデル事業所として、市役所は、今後とも職員一人ひとりの男女共同参画に対する理解を深め、意識を高める啓発や研修に努めること。

男女共同参画が目指しているのは、男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会の実現である。

そのために、まず男女が対等かつ均等な関係で社会に参画し、能力を発揮し、責任を担い合うことのできる環境づくりが求められている。個人の価値観や考え方は多様だが、能力や意欲のある人が等しく機会を得ることができるような基盤を築くことが大切である。

今回の提言及び事業評価が、今後の鳥栖市の施策や計画の見直しに生かされることを希望するとともに、男女共同参画社会の実現を目指し、市民と協働して取り組みを進められることを要望する。

平成24年4月27日

鳥栖市男女共同参画懇話会
会長 齊藤 美代子

行動計画策定に向けての提言

The first part of the paper discusses the general theory of the firm, focusing on the role of the entrepreneur and the importance of capital structure. It argues that the entrepreneur's decision to invest in a project depends on the expected return and the risk of the project, as well as the availability of capital. The paper then discusses the implications of this theory for the design of financial contracts and the role of the legal system in enforcing these contracts. It concludes by discussing the implications of the theory for the development of financial markets and the role of the government in providing public goods.

1 家庭における男女共同参画

(1) 現状と課題

- 家事、育児、介護などが女性の仕事とされ、強要されることが多い。平成 23 年度の市民意識調査でも、「家事の分担」は、家庭内の家事や育児、介護を女性が担う比率が高くなっている。
- 男性が料理を作ることも増えているが、「女性の仕事を手伝っている」という感じがする。
- 男性は仕事に比重を置き、女性は家庭に比重を置くことを肯定する。仕事と家庭を両立させるための条件として、「家庭や周囲の理解と協力」や「職場環境」が求められている。
- 結婚しない若者が増加しています。市民意識調査では、「結婚は個人の自由」と考える人が半数を超えており、少子化の理由として、「子育てのための経済的な負担が大きいから」、「生き方が多様化し、結婚・子育ての生活を選ばない人が増えた」を挙げる人が多い。

(2) 家庭における理想像

- 男女が協力して家事や介護などを分担する。
- 相手を思いやり、お互いにできることをして助け合う。
- 家族が話し合い、お互いの意見を聞く。
- 結婚の有無にかかわらず、子どもに自立してもらう。

(3) 具体的提言

- 男性が介護をしなければならない状況になる前に、早い段階から介護について見たり聞いたり体験したりして、男性介護者を増やす対策が必要である。
- 適切なワーク・ライフ・バランスをとるために、家族が話し合い、子育ての喜びを夫婦で分かち合ったり、男性の長時間労働を見直したりすることを、啓発し実践する。

2 職場における男女共同参画

(1) 現状と課題

- 女性は結婚の際に辞めさせられる職場がある。
- 育児休業の制度は整っているが、給与や職場の地位に不利益が生じることを心配し、完全に取得する人は少ない。男性の育児休業制度もあるが、取得する人は少ない。
- 女性は補佐的な仕事が多く、経験が少ない。一方、職場の管理職は男性ばかりで、社会的に「代表者は男性が信用される」という意識がある。
- 小さい子どもを抱えた女性は再就職をするのが難しく、また、女性の就業形態は、正社員よりもパートタイムが多くなっている。
- 男性と女性に対する言葉遣いが違うことがある。
- 結婚する時、「寿退社」という言葉は、男性に対して言わない。
- 職場でセクシュアル・ハラスメントが発生しており、市民意識調査では、約 3 割の人が経験している。

(2) 職場における理想像

- 性別によって差別するような言葉遣いに気をつける。
- 能力が正しく評価される職場環境を整える。
- 女性が結婚・子育て中でも働き続けることができる。
- 性別を意識しないで、その人らしく働き活動できる。
- 仕事のチャンスを与えられた時、女性は断らない。
- 多様で柔軟な働き方ができるような職場をつくる。

(3) 具体的提言

- 男性が少しずつでも育児休暇を取得するなど、利用できる制度は、みんなが利用できるよう啓発する。
- 女性が子どもを産み育てながら働くためには、子どもの病気など緊急事態に備えて、家族のほかに子育てサークルや保育施設等の支援の充実が必要である。
- 職場復帰した人が労働条件で不当な差別を受けたり、職場で孤立したりしないように支援してほしい。
- 育児休業制度を充実するためには、働いている組織の人が若い人も働きやすい職場を作っていくことが大切である。
- シングルマザーやシングルファーザーを支援するために、病院と連携した病時・病後児保育のネットワークが作られたらいい。
- 介護する人が安心して介護できるように、介護休暇の取得を進める対策が必要である。

3 地域における男女共同参画

(1) 現状と課題

- 地域における区長は、男性が大半を担っている。
- 地域の役員は、女性ができることであっても、男性が役員に選ばれる。
- PTAの会合では、活動は女性が主体だが、PTA会長に選ばれるのは、最初から男性に役割が固定されているようだ。
- 鳥栖市の女性議員がいないために、政治への女性の参画が低くなっている。
- 班長などの地域の役職があっても、女性は理由をつけて断ることがある。
- 地域の会合で、女性はほとんど発言しなかったり、発言しづらくなったりすることがあり、参画の意識が低いと思われる。

(2) 地域における理想像

- 男女が協力して地域活動を行う。
- 地域の清掃などの活動の際に、誰もが同じ条件で参加できる。
- 地域の中で、機会があるごとに男女共同参画を分かりやすい事例を使って述べて続ける。
- 男女が意見を出し合い、相手の意見を聞く。
- 慣習に負けないで男女不平等なことは見直す。
- 男女にかかわりなく人として認め合う。

(3) 具体的提言

- 地域に男女共同参画の推進者を男女2人ずつぐらいに担ってもらい、そこから地域に広めていく。

4 学校における男女共同参画

(1) 現状と課題

- サークル主催のイベントの司会は、ちょっと美形の女子学生がつとめることがある。
- この子はダメとレッテルをはられた子は、みんながそういうふうになってしまうことがあり、個人の人権を尊重した教育の必要性を感じる。
- 地域との交流や社会体験を通じて、子どもたちが地域とのつながりの中で生きていることを強く感じますが、そのような経験が少なくなっている。
- 地域の方が学校に入り、子どもたちと一緒に何かをする機会がある。
- 以前に比べて先生たちがアドバイスしながら、子どもの能力を伸ばしている。市民意識調査では、保護者は、男女の区別なく子どもを教育し技術と個性を伸ばすことを重視している。
- 管理職の先生は男性が多い。
- 女性の先生は不安だと感じる人がいる。

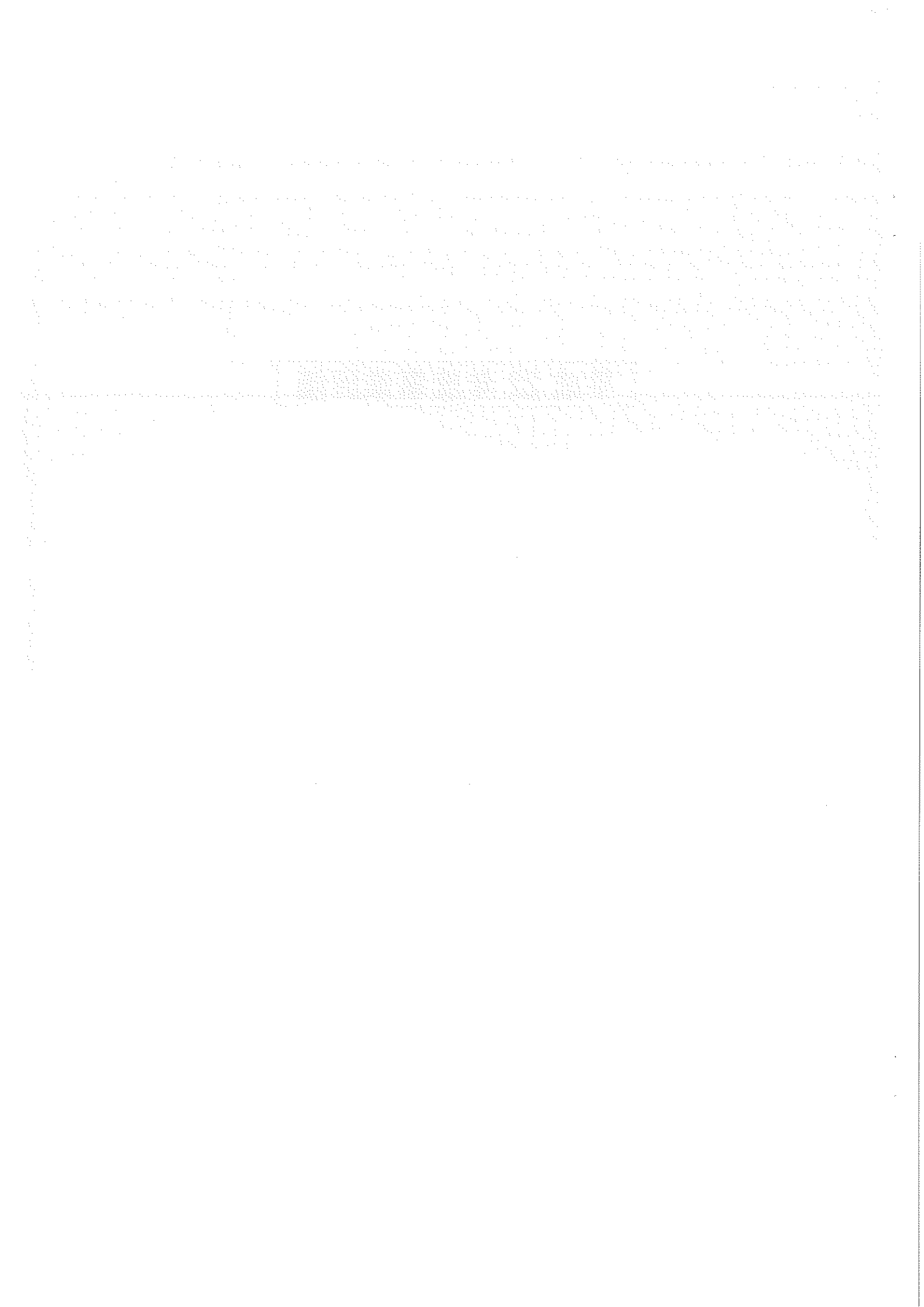
(2) 学校における理想像

- 今後も男女ともに、家庭科や保育を学び体験する。
- イベントの司会などの役割は、オーディションで、男女関係なく選ぶ。
- 子どもの能力や人格を認める。
- 人権教育を徹底する。
- 教職員が子どもの男女差を感じないで仕事をする。

(3) 具体的提言

- 地域と学校がつながる取り組みを進めることによって、地域でも子どもを見守り、健全に育てることができるので、子どもと大人への意識啓発を進める。
- 親は自分が受けた教育しか子どもに伝えられないので、大人の性別役割分担意識が子どもに伝えられないように、子どもにいろいろな情報を提供し意識を変える。
- 子どもたちの男女平等の意識をさらに高めていく学校教育が、これからの時代には必要である。

平成 22 年度事業評価



基本目標Ⅰ 男女の人権尊重と男女共同参画意識を育てるまちづくり

目指す姿

男性だから女性だからという理由で、それぞれの可能性を閉じ込めることがなく、夢や希望に向かって一人ひとりが選択した生き方を尊重しあうまち

1 基本事項

基本目標	1	男女の人権尊重と男女共同参画意識を育てるまちづくり
施策の方向	1	男女共同参画の意識をひろめる【重点取組】
主要施策	1	男女共同参画への意識啓発活動の推進

2 事業実績及び評価

(担当課：市民協働推進課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
1 男女共同参画 に関する広報	<p>事業番号1：男女共同参画週間等における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR</p> <p>■男女共同参画週間(6/23～29)、女性に対する暴力をなくす運動期間(11/12～25)の時期に合わせ、市報に特集記事を掲載した。</p> <p>■女性の審議会等への参画率、各種セミナー、フォーラムの開催などについて市報やホームページに掲載した。</p> <p>■男女共同参画意識を高めるために、男女共同参画をテーマにした「川柳」「写真」コンテストを実施し、入選作品を市報、フォーラム会場、市役所市民ホールで紹介・展示した。</p>	<p>(成果)</p> <p>各種セミナー等の参加者は、市報やちらし等を見て参加した方が多く、タイトルなど紙面を工夫したことでPRにつながっている。</p>
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 川柳・写真コンテストを小中学生の夏休みの課題にしてはどうか。 まず、幅広い年齢層にこういう取り組みがなされていることを周知されたい。 市報や区報などでめれなく市民に流して、話題にすることが大切である。 「タイトルや紙面の工夫」とあるが、どのような改善点がPRにつながった明確でない。 川柳・写真コンテストの参加者が少なく、応募者にかたよりがあつた。 		

(担当課：市民協働推進課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
2 男女共同参画 啓発事業の実 施	事業番号2：男女共同参画フォーラムの開催／セミナー・シンポジウムの開催 ■男女共同参画に関する様々なテーマでセミナーを開催した。 (託児実施) 全6回、参加者総数 233人 ■第9回男女共同参画フォーラムを開催した。(託児実施) 日 時：平成23年3月6日(日) 13:30～15:30 場 所：サンメッセ鳥栖 講 演：「こうのとりのゆりかご」命見つめて 講 師：慈恵病院 看護部長 田尻由貴子さん 参加者：150人	(成果) 幅広い年齢層からの参加者があった。 (課題) 男性の参加者が少ない。

【懇話会の評価・意見】

- ・ フォーラムの話がとても良かったので、ビデオなどを活用して生かしてほしい。
- ・ セミナー参加者は多かった。宣伝もゆき届いていた。
- ・ 男性の参加者が増えるよう工夫がほしい。
- ・ 地域の役職者は男性が多いので、女性の参画の大切さを折りにふれて話題にする。
- ・ 託児や障がい者への配慮など、誰もが参加できる準備をしてほしい。

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
3 男女共同参画 啓発教材の作 成・配布	事業番号3：啓発用パンフレット・ハンドブック等の作成 ■各種セミナー、フォーラムにおいて、男女共同参画に 関する様々な資料を配布し啓発を行った。 ・各種パンフレット・リーフレット 「佐賀県の人工妊娠中絶率の年次推移」 「佐賀県の10代の人工妊娠中絶実施数及び実施 率」 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」 「ジェンダー」 「ポジティブ・アクション」 「女性のエンパワメント」 「ドメスティック・バイオレンス」「セクシュアル・ ハラスメント」等の説明	(成果) 具体的な現状を示す ことで、強い関心につ ながった。
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教材を配布後、それらを用いた生徒対象の講座の企画を増やす。・ 教材を作るのはいいが、配布システムに問題がある。広く目にふれるようにメディアを十分に活用されたい。・ 教育の現場での関心のあり方を知りたい。・ セミナーやフォーラムで資料を配布しているが、子どもや親に理解されているかが問題である。		

1 基本事項

基本目標	1	男女の人権尊重と男女共同参画意識を育てるまちづくり
施策の方向	2	男女共同参画の視点に立った教育と学習をすすめる
主要施策	1	男女共同参画を推進する教育の充実

2 事業実績及び評価

(担当課：教育委員会学校教育課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
7 多様な選択を 可能にする指 導の充実	事業番号11：進路指導の充実 ■田代中学校で総合的な学習の時間を中心にマナー検 定や進路学習などによるキャリア教育の実践を充実 させた。	(成果) 研究発表会を行い鳥 栖市内外に情報発信 した。
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 田代中学校のキャリア教育を、市内全中学校で実施していただきたい。 		

(担当課：教育委員会学校教育課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
8 自立・職業意識 を育む学習の 充実	事業番号12：職場体験学習の充実 ■性別にとらわれることなく職種の学習を行い、実際 に職場体験を通じ将来の職業を見通し、進学先の選 択を指導している。	
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークや社会福祉協議会などに出かけてゆき、広く世界観をつくっていく中で職業意識を培っていく。 仕事への責任や社会への責任、生活への責任を持つことの大切さを学ぶため、企業の講師などを選定する。 鳥栖市全体の学校で、どう取り組むのかが分らない。 男女がともに社会的に自立し、精神的にも自立できるような啓発を、段階的に指導する。 		

1 基本事項

基本目標	1	男女の人権尊重と男女共同参画意識を育てるまちづくり
施策の方向	3	一人ひとりの人権を尊重し守る体制の整備
主要施策	2	相談体制の充実

2 事業実績及び評価

(担当課：教育委員会学校教育課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
14 女性(母子)に 係わる相談体 制の強化	事業番号25：スクールカウンセラー・アドバイザーや セクシュアル・ハラスメント相談員の設置 ■市内各小中学校へスクールカウンセラーを配置して いる。	(成果) 保護者からは予約が 取れにくいほどの相 談を受けている。
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談ができる、相談してもいいということを周知させる。 ・ 相談体制がよくわからない。 ・ 母子関連の団体等(例：食生活改善推進委員)にも働きかけ、相談体制を広げる。 ・ セクハラ等の専門知識のある相談員があるのかを知りたい。 		

基本目標Ⅱ 豊かで多様な生き方を支えるまちづくり

目指す姿

これまでの働き方が見直され、家庭の大切さや子育てにかかわる喜びを得るなど、男女がともに家庭、仕事、社会活動において調和がとれ、多様な暮らし方が選択できるまち

1 基本事項

基本目標	2	豊かで多様な生き方を支えるまちづくり
施策の方向	1	家庭生活とその他の活動等の両立支援【重点取組】
主要施策	1	仕事と子育ての両立支援の充実

2 事業実績及び評価

(担当課：こども育成課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
17 子育て支援体制の充実	事業番号32：子育て支援総合コーディネート事業／ファミリー・サポート・センター事業 ■ファミリー・サポート・センター事業 子育ての応援ができる協力会員と、子育ての応援をしてほしい利用会員、利用もするが応援もできる両方会員とで、子育ての相互援助活動を行った。 利用会員：572人 協力会員：125人 両方会員：99人 利用件数：延べ1,821件 利用時間：延べ1,561時間	(課題) 利用者が減少傾向にあるため、広報やサービス内容を検討したい。
【懇話会の評価・意見】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用が会員のみでなく、子育て事業での託児でも利用できたら良いと思う。 ・ 事業を知らない人が多いのではないか。 		

(担当課：教育委員会生涯学習課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
17 子育て支援体制の充実	<p>事業番号33：子どもの居場所づくり</p> <p>■町区子どもの居場所づくり事業 各町区の公民館を利用し、町区住民と子ども達との交流を通じ子ども達に遊びや学びの機会を提供する町区に対し、補助金を交付した。 交付先：本鳥栖町公民館、一本杉区公民館 交付額：120,000円（60,000円×2町区）</p> <p>■放課後子ども教室の開催 放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、地区公民館において放課後子ども教室を開催した。 開催場所：7地区公民館、弥生が丘小学校 開催日数：延べ553日 参加者数：延べ8,869人</p>	<p>(成果) 放課後子ども教室事業の充実により参加者数が増加している。</p> <p>【H21実績】 開催日数：489日 参加者数：6,725人</p>
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none">・地域で子育てをするのが理想的である。もっと結びつきが大事だと思う。		

1 基本事項

基本目標	2	豊かで多様な生き方を支えるまちづくり
施策の方向	1	家庭生活とその他の活動等の両立支援【重点取組】
主要施策	2	男性の家庭生活への参加促進

2 事業実績及び評価

(担当課：こども育成課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
18 男性の育児への参加促進	<p>事業番号35：父親向け育児講座・講演会の開催／土曜日の園庭開放</p> <p>■鳥栖いづみ園で、新婚や出産間近の家庭に対してパパママ教室を実施した。教室内では、乳児のオムツ替えなど乳児とふれあうことで男性の子育てへの関心を高め、家事、子育てへの意識啓発を図った。</p>	<p>(課題)</p> <p>利用者が少なく、より参加しやすい時間帯などを検討したい。</p>
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <p>・育児技術だけではなく、精神的なフォローの大切さも学んでほしい。</p>		

(担当課：健康増進課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
18 男性の育児への参加促進	<p>事業番号36：ママパパ教室の開催／父子手帳の配布</p> <p>■ママパパ教室 自信をもって「妊娠」「出産」「育児」に臨めるように助産師、管理栄養士、保健師がアドバイスする。3回目は父子手帳の配布、夫の妊婦疑似体験、沐浴指導、夫の育児と家事協力の重要性について保健師より話をする。 開催回数：年間6回（1コース3回、3回目は土曜日に実施） 参加者数：318人（内、父親74人）</p> <p>■ほやほや教室 生後2か月児と保護者を対象に、予防接種の受け方、個別の育児相談を実施。 年間12回開催、参加者数1,173人（内、父親43人）</p> <p>■びよびよ教室 生後4か月から6か月までの乳児の保護者を対象に、管理栄養士が離乳食の話と調理実習を実施。 年間12回開催、参加者数385人（内、父親5人）</p>	<p>(成果)</p> <p>ママパパ教室後のアンケート結果より、育児、家事に協力したいという意見が多く見られた。</p>
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <p>・子どもの誕生は両親の大きな喜び。両親がいつまでも育児にかかわり続けるように、取り組んでいただきたい。</p>		

(担当課：教育委員会学校教育課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
18 男性の育児への参加促進	事業番号37：父親の参観日等への参加促進 ■各小中学校では日曜参観等を開催し、父親の育児参加を促している。 ■配偶者の就労の有無にかかわらず、男性職員の育児参加を促進するため、育児休業制度の改定について周知し、積極的な参加を促している。	(成果) おやじの会ができるなど成果が出ている。
【懇話会の評価・意見】 ・子育ては、子どもの両親で協力するべきである。		

(担当課：健康増進課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
19 男性の家事能力の向上と参加促進	事業番号38：男の料理教室の開催／家事参加意識の促進 ■市内に住む男性を対象に、料理の基礎、食に興味のある人を募集し料理教室を実施した。 開催回数：年間5回 参加者数：年間11人(延べ45人) 卒業者には男の料理教室パートⅡ(自主活動)を推奨	(成果) 「朝食は自分が作るようになった」「妻を手伝うようになった」などの感想が聞かれた。 (課題) 参加者が少ないため、広報に努める。
【懇話会の評価・意見】 ・夫婦のうちどちらが先に逝くか分からない。もし妻が先に亡くなったら、自分で口に入れるものを作らねばならない。教室が開催されていることを早く知らせて、参加することを勧める。		

(担当課：教育委員会生涯学習課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
19 男性の家事能力の向上と参加促進	事業番号39：男性の家事参加を促す講座の開催 ■男性の家事への参加を促進するため男性を対象とした料理教室を地区公民館で開催した。 ・鳥栖北公民館（男の料理教室） 開催回数：全6回 参加者数：延べ83人（男性77人、女性6人） ・田代公民館（男の料理教室） 開催回数：1回 参加者数：延べ16人（男性12人、女性4人）	（成果） 希望者が増加し、男性の料理に対する関心が少しずつ高まってきている。
【懇話会の評価・意見】 ・男性は食べる人ではなく、お互いが思いやりで食事を作る喜びを味わうことが大切である。		

1 基本事項

基本目標	2	豊かで多様な生き方を支えるまちづくり
施策の方向	2	男女がいいきと働くことができる環境整備
主要施策	2	多様な働き方と調和のとれた生活を可能にする環境整備

2 事業実績及び評価

(担当課：市民協働推進課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
22 仕事と生活の 調和（ワーク・ ライフ・ balan ス）の推進	<p>事業番号47：法制度及びワーク・ライフ・バランスの啓発</p> <p>■市報特集記事によるワーク・ライフ・バランスの啓発 6月1日の市報特集記事に、ワーク・ライフ・バランスが実現することによってもたらされる効果と、次世代育成支援対策推進法に基づく「子育てにやさしい企業」として県内第1号に認定された市内企業にインタビューし、その取組について紹介した。</p> <p>■セミナー「幸せに生きる・私らしく働くって・・・」の開催 日 時：平成23年1月23日（日）13：30～15：30 会 場：保健センター 出 演：えがりて久留米芸術劇団 「昨日・今日・明日 女と男 PART II」 ～生きることと働くこととを考える～ 講 師：柳 淑子さん</p>	<p>(成果)</p> <p>市報を利用した情報提供や講演会の実施により市民・事業所への意識啓発を促した。</p>
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ セミナーは、市民の参加者が多くない印象がある。 ・ ワーク・ライフ・バランスの正確な認識ができるような学習会の開催が必要である。 ・ 子育てのみならず、仕事と介護の両立が今後の課題になってくる。 ・ 働く女性が多いので、子育てを支援し、女性が安心して働ける社会を作してほしい。 		

1 基本事項

基本目標	2	豊かで多様な生き方を支えるまちづくり
施策の方向	3	健康で心豊かな生活の実現
主要施策	2	男女の自立を支える環境整備

2 事業実績及び評価

(担当課：教育委員会生涯学習課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
29 高齢者の自立 と社会参加の 支援	事業番号58：高齢者教室、ボランティア講座等の開催 ■高齢化社会の中で、いつまでも地域社会の一員として、いきいきと生活するために、地区公民館で多様な情報に接し、学ぶ機会を提供した。 ・鳥栖公民館：いきいき講座 ・鳥栖北公民館：光明講座 ・田代公民館：やまなみ学級・歴史学級 ・若葉公民館：よろず塾・いきいき健康教室・手作り教室 ・基里公民館：ふれあい教室 ・麓公民館：ふるさと学級 ・旭公民館：いきいき生活塾	(成果) 変化の激しい社会情勢や受講者のニーズに対応するため講座の充実に努めている。
【懇話会の評価・意見】 ・ 高齢者が地域の中に出て行きたくなるような学習会や、趣味の会などを数多く実施し、多くの意見を拾うことも大切である。		

基本目標Ⅲ 女性と男性がともに進めるまちづくり

目指す姿

市の政策・方針決定過程や地域などのあらゆる分野の意思決定過程に女性も男性も対等な立場で参画し、新しい視点と様々な立場が反映されるまち

1 基本事項

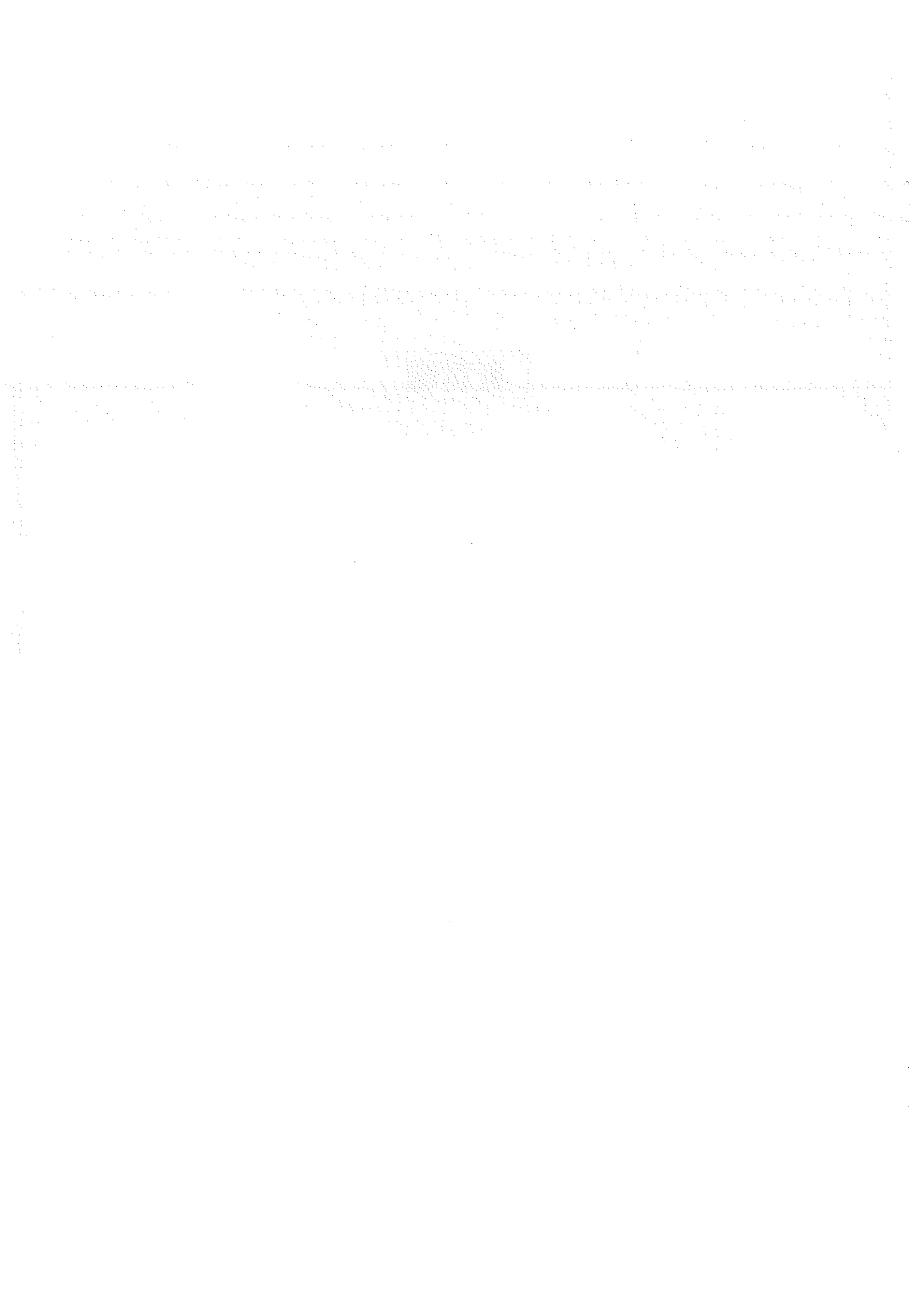
基本目標	3	女性と男性がともに進めるまちづくり
施策の方向	3	政策・方針家庭への男女共同参画をすすめる【重点取組】
主要施策	2	女性の人材育成施策の充実

2 事業実績及び評価

(担当課：市民協働推進課)

具体的施策	平成22年度事業実施状況	成果・課題
32 人材育成事業 の充実	事業番号63：男女共同参画関連セミナーの開催 ■男女共同参画に関する各種セミナー・フォーラムを開催する際には、女性人材リスト登録者に直接案内を郵送し、知識を深めるため参加について働きかけた。	
<p>【懇話会の評価・意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女ともに建設的な意見や指導ができる人材育成のための事業が必要である。 		

資料編



鳥栖市男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画の推進に関し、広く市民の意見、要望等を反映させ総合的な施策の推進を図るため、鳥栖市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するために、次の事務を行う。

- (1) 男女共同参画社会の推進に関する事項について調査、研究を行い意見を述べること。
- (2) 男女共同参画行動計画の策定等に関し提言すること。
- (3) その他目的達成に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 係団体の代表者(各団体が推薦する者)
- (3) 公募により選ばれた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任はこれを妨げない。

(役員)

第5条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人

2 役員は、委員の互選によりこれを定める。

(役員職務)

第6条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 懇話会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 懇話会は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第8条 懇話会は、必要に応じアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第9条 懇話会の事務は、市民生活部市民協働推進課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成18年5月1日から施行する。

鳥栖市男女共同参画懇話会委員名簿（平成 23 年度）

	委員名	推薦団体名	所属団体役職等	備 考
1	副会長 有馬 豊子	♀女性会議 鳥栖支部	鳥栖支部議長	H18～H21 懇話会委員
2	香山 繁美	公募		
3	菊池 尚子	公募		H20～H21 懇話会委員
4	木村 利予	特定非営利活動法人 とす市民活動ネットワーク	事務局長	
5	久保 恭子	公募		
6	栗崎 京子	新日本婦人の会 鳥栖支部	事務局次長	H20～H21 懇話会委員
7	小石 正明	鳥栖市区長連合会	会長	
8	権藤 キミエ	公募		
9	斉藤 敏子	鳥栖市地域婦人連絡協議会	副会長	
10	会長 齊藤 美代子	学識経験者		H20～H21 懇話会会長
11	高木 知恵子	公募		
12	高橋 博子	人権擁護委員		
13	鶴田 ゆかり	公募		
14	徳淵 薫	鳥栖商工会議所	事務局長	H18～H21 懇話会委員
15	平山 フジ子	佐賀県翼の会 鳥栖・三神支部	元支部長	
16	藤田 修司	鳥栖地区小中学校 PTA 連合会	副会長	
17	松隈 洋子	鳥栖市母子保健推進協議会	副会長	
18	羽根 和弘	佐賀県農業協同組合 田代支所		
19	副会長 山崎 利昭	鳥栖市食生活改善推進協議会	男の料理 パートⅡ会長	H18～H21 懇話会委員、 H18～H21 県男女共同参 画推進員
20	山津 美智子	鳥栖市民生委員・児童委員連絡 協議会	若葉地区会長	H20～H21 懇話会委員



